

1. 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施

取組項目	実施時期	取組機関
・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、毎年協議会の場において状況を確認する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

①避難確保計画作成状況 令和6年3月31日時点 ※（ ）は、令和5年3月31日時点

市町名	地域防災計画への位置づけ	対象施設数	避難確保計画作成状況	避難訓練実施状況
彦根市	2020年9月	263(196)	175(124) 66.5%	132(89)
愛荘町	2018年4月	38(36)	26(21) 68.4%	22(18)
豊郷町	2020年3月	5(5)	5(5) 100%	0(0)
甲良町	2021年3月	19(19)	18(13) 94.3%	1(0)
多賀町	2018年3月	5(5)	5(4) 100%	0(0)

・市町と対象施設との協議において出た課題

【彦根市】

- ・本市では、要配慮者利用施設の種別ごとに各所管課から施設に対して、避難確保計画の作成および避難訓練の実施報告を依頼しているが、所属によって施設へ関与する程度が異なる。
- ・令和4年度に実施した避難確保計画にかかるアンケート調査の結果、作成方法が分からない、災害リスクが分からない、防災に長けた者がいないと回答した施設が一定数存在する。
- ・計画作成の対象施設が多いほど、個別対応が難しくなる。
- ・施設側はBCPも作成する必要があり、多忙で計画を作成する余裕がない。

【愛荘町】

- ・水防法等の改定により、対象となる地域の要配慮者利用施設について、避難計画の策定および避難訓練の実施が義務となったことを改めて周知するとともに、策定を支援する必要があると考える。

【豊郷町】

- ・避難計画を作成しているが、日々の業務の中で避難訓練の実施依頼をした際に、利用者や職員に迷惑をかけないか心配している。

【甲良町】

- ・避難訓練の実施が必要であることを再度周知する必要があること。

【多賀町】

- ・避難計画の作成においては、未策定の事業所内では対応が難しいとのことで、他市にこの事業所の本社があったことから、直接本社へ出向き、相談・協議を経て避難計画を完成させた。
要配慮者利用施設における避難訓練については、実施できていないが、まずは各施設の避難計画作成を優先したところである。
避難訓練の実施を考えているが、各施設とも避難訓練実施における慢性的な人手不足や施設入所者への負担が大きいこともあり、定期的な避難訓練実施は困難と思料する。

湖東圏域の取組方針に基づく令和5年度の取組報告（令和6年3月31日現在）

②避難確保計画の作成支援

・災害救助市町担当者会議における情報提供

日時:令和5年7月31日(月) 内容:
 開催方法:WEB会議形式 1. 災害救助法の概要
 参加者:各市町防災・福祉部局担当者 2. 備蓄物資・災害時応援協定について
 3. 個別避難計画作成(モデル事業)について
 4. **避難確保計画の作成について**

国の動向や避難確保計画の作成状況、実施している取組などについて、防災・福祉部局の担当者が参加する会議にて共有

・県庁内関係部局の連絡調整会議

日時:令和5年10月26日(木)
 場所:危機管理センター
 内容:避難確保計画の作成状況等を共有するとともに、各市町や施設への支援について検討。
 ⇒県所管施設の追加や廃止等の状況を確実に地域防災計画へ反映していただけるよう、県所管施設のリストを作成し、情報提供することとした。
 (令和6年2月6日 県防災危機管理局より、各市町の危機管理部局宛て通知発出)

・水害・土砂災害リスクの高い要配慮者利用施設の調査

日時:令和5年11月22日(水)
 内容:県防災危機管理局、砂防課、流域政策局が連名で、県内19市町に依頼文を発出し、各市町から回答いただいた。
 ⇒避難確保計画が未作成の対象施設のうち、特に水害・土砂災害リスクの高い区域(浸水深3m以上の区域または土砂災害特別警戒区域)内にある、優先して支援を行う必要のある施設を抽出した。→参照:参考資料3

事務連絡
 令和5年11月22日

各市町 防災主管課長 様

滋賀県知事公室防災危機管理局防災対策室長
 滋賀県土木交通部長 砂防課長
 滋賀県土木交通部長政策局流域治水政策室長
 (公 印 省 略)

水害・土砂災害リスクの高い要配慮者利用施設の調査について(依頼)

日頃は、本県の防災行政、土木交通行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成等が義務付けられており、貴市町においては、避難確保計画の作成等に向けた取組の推進に御尽力いただいていると伺っております。

今般、避難確保計画が未作成の対象施設のうち、特に水害・土砂災害リスクの高い区域内にある、優先して支援を行う必要のある施設を抽出した上で、順次作成等が進むよう、本県としても支援を行ってまいりたいと考えております。つきましては、下記について、御対応のほどお願いします。

記

1 調査内容
 貴管内の地域防災計画で位置付けられた要配慮者利用施設で、避難確保計画が未作成のものうち、次に掲げる要件を満たすものについて、別紙調査票に記載の上、御提出ください。

- 令和5年9月30日時点で、洪水浸水想定区域または地先の安全度マップにおいて、3m以上の浸水深が想定される地区内に存在するもの
- 令和5年9月30日時点で、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域内に存在するもの(「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査の調査票から引用ください。)

令和5年11月22日
 付け事務連絡

・各市町における支援

【愛荘町】
 令和5年3月23日に要配慮者利用施設避難確保計画を学校関連施設(学童保育所等)で未作成の施設を対象に、滋賀県流域治水政策室と合同で研修会を実施。以降、作成にあたり情報提供等を実施。

2. 多機関連携型タイムラインの拡充

取組項目	実施時期	取組機関
「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

○タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針の目的

防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が取り組む防災行動をまとめたタイムラインを策定し、各地域において防災行動を迅速に実施する等、災害対応力の向上を目指すものである。これにより、被害の最小化(被害規模の軽減、早期の回復等)を図る。

○令和5年度の各市町における取組状況

	多機関連携型タイムライン （「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」に基づくもの）	防災タイムライン
彦根市	×	○
愛荘町	○	○
豊郷町	×	△※2
多賀町	×	○
甲良町	×	×
県湖東土木事務所	△※1	○

○タイムライン策定・活用時の課題

※1 R6年度精査予定 ※2 R3年8月の大雨時の対応を時系列に整理

- 【彦根市】**
 - ・大雨等は突発的な事象が多く、時系列の想定がしにくい。
 - ・危機管理課、建設部および消防等のタイムラインを策定しているが、県、県警等の関係機関の行動計画を含めたタイムラインを作成する方が効果的と考える。
- 【愛荘町】**
 - ・タイムラインのひな型を作成済みであるが、警戒本部や防災担当での活用はできていない状況。
 - ・タイムラインを周知するとともに、タイムラインを活用した対応を図りながら、より実態に即した内容となるよう改訂していく。
- 【豊郷町】**
 - ・平成30年度の台風および令和3年度の豪雨によるタイムラインを町独自で

【〇〇市町】大規模水害対策タイムライン（多機関連携型）

多機関連携型タイムラインひな型

- 作成しているが、本町においてひな型を作成していないため、今後タイムラインのひな型を作成する必要があると考える。
- また、本町においては警報級の災害等に見舞われることが少ないため、経験が乏しく上手く活用できるか不安がある。
- 【甲良町】**
 - ・他市町を参考に作成に努めていきます。
- 【多賀町】**
 - 今回、当町で作成したタイムライン(避難行動計画)は、大まかなもの(取り決め)である。最初からタイムラインをあまりにも詳細に作成すると、状況によって臨機応変な対応をとる際、自由が利かないことも考えられる。
 - よって、今回作成したタイムラインは、実績を重ねながらより実用的なものに改訂を図っていく予定。

滋賀県 砂防課 (現：流域政策局)

3. 土砂災害リスク箇所の調査と区域の指定

取組項目	実施時期	取組機関
・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する	引き続き実施	滋賀県

指定済みの土砂災害警戒区域等に対し、区域の見直し調査（2巡目基礎調査）を実施。

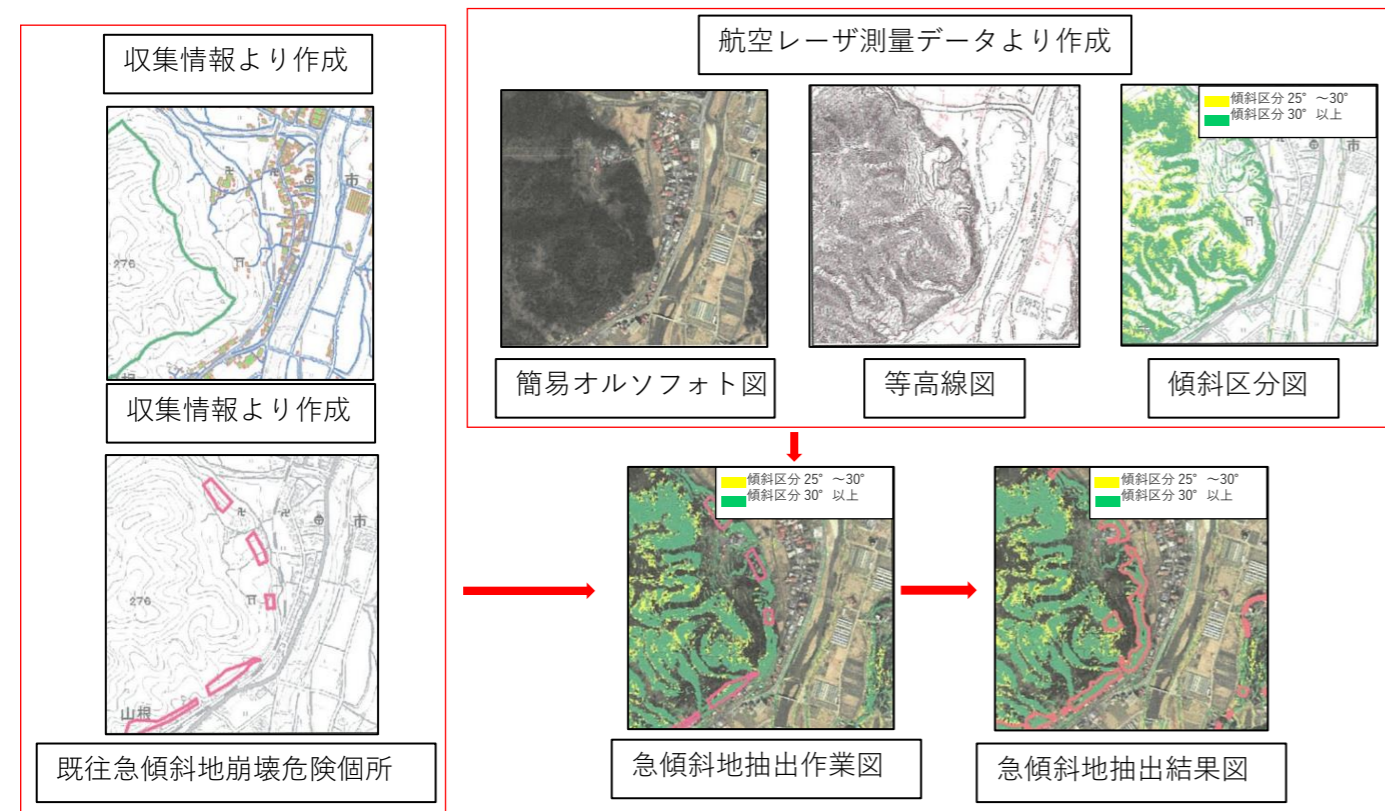
また、2巡目基礎調査にあわせ、詳細な地形データを用い、新たな危険箇所の抽出と調査を実施。

湖東圏域では、R5年度から詳細な地形データを用いた新たなリスク箇所の抽出、地形改変や砂防施設整備により、見直しが必要となる区域の抽出を実施しており、R6年度から抽出された区域の詳細な調査を実施予定。

調査を実施した区域については、順次土砂災害警戒区域等の指定を行う。

調査結果は随時滋賀県HPに掲載する。

航空レーザ測量データを活用した急傾斜地の抽出 (1mDEM利用)



4. 土砂災害リスクの現地表示

取組項目	実施時期	取組機関
・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う	引き続き実施	1市4町 滋賀県

設置に先駆けR6年度に各市町へ意向確認等実施予定。

大型標識 (案)



電柱添架型標識 (案)



5. 円滑かつ迅速な避難のための取組

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する	引き続き実施	滋賀県

6月1日～9月15日の期間で「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」を実施した。小中あわせて26校から絵画計73点、作文65点の応募があった。

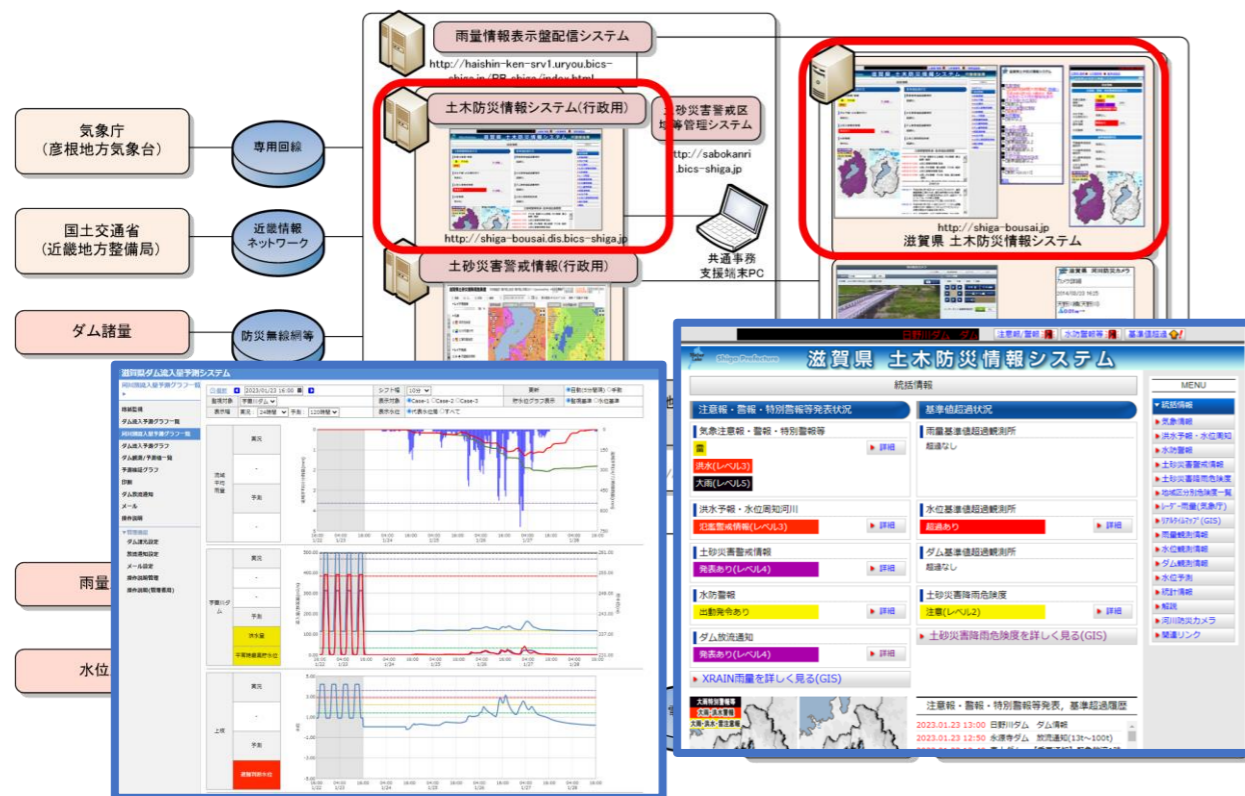
6. ダム等の洪水調節機能の向上・確保

取組項目	実施時期	取組機関
・ダム再生に向けた事業化の検討を行う。 運用面での治水効果向上、施設改築による治水効果向上	引き続き実施	滋賀県

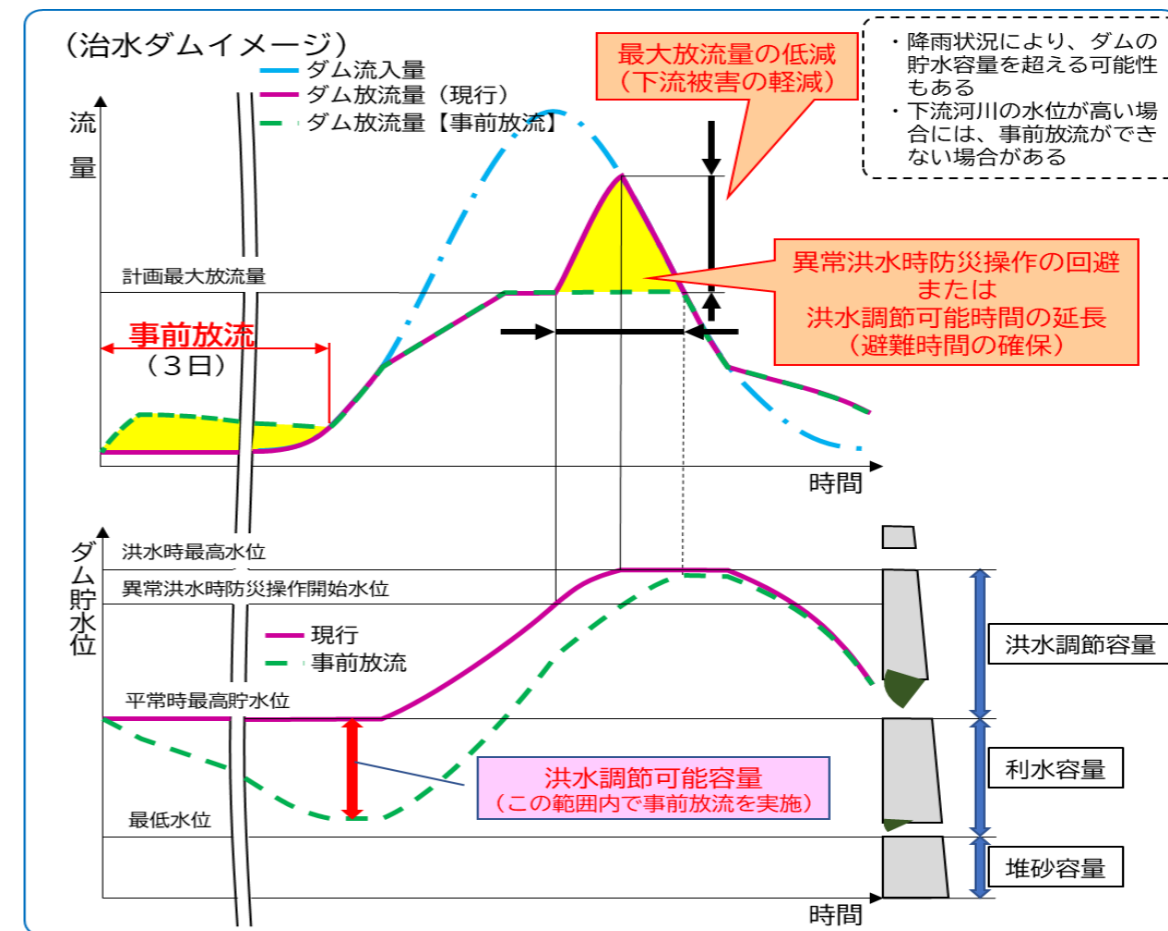
○既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流）の運用

計画規模を上回る洪水の発生時の、ダム下流沿川における洪水被害の防止・軽減を図るため、令和2年5月29日に「淀川水系治水協定」を締結し、ダムの事前放流の運用を開始しているが、沿川の中でも、洪水が発生しやすい箇所のさらなる被害軽減のため、下流河川断面等を考慮した流出解析により、宇曾川ダム基準降雨量の見直しを行った。今年度の出水期から、この新基準で取り組む予定。

また、滋賀県土木防災情報システムに「ダム流入予測機能」および「ダム放流通知機能」を追加した。今まで住民へ直接的に周知できていなかった、事前放流や緊急放流実施などのダム放流状況を、1つのシステム上で、事前に表示することにより、河川洪水、土砂災害とあわせて、一元的に状況を確認することが可能となった。沿川住民の迅速な避難行動につながるよう令和5年度から運用を開始している。



対象ダム名	事前放流		洪水調節可能容量 (万m ³)	期別貯水位の設定		【参考】既存洪水調節容量 (万m ³)	
	基準降雨量(mm/24h)			洪水調節可能容量 (万m ³)	期間		
	当初	変更案					
土木	余呉湖	251	165	440	—	—	200
	日野川	592	377	30	—	—	92
	石田川	285	260	127	—	—	187
	宇曾川	545	512	25	—	—	235
	青土	654	538	250	—	—	410
	姉川	815	431	180	—	—	470
	犬上川	385	—	72.5	—	—	—
農水	野洲川	654	538	52	656	9/18~10/15	—
	永源寺	502	—	50	747	9/1~10/15	—
	蔵王	592	377	3.5	213	9/5~10/15	—



7. 水害・土砂災害危険性の周知

取組項目	実施時期	取組機関
・愛知川における避難情報の発令に関する情報共有を実施する	引き続き実施	彦根市 愛荘町 滋賀県

(1) 愛知川沿川防災情報WGの設置目的

愛知川については東近江圏域と湖東圏域の境を流れており、大雨の時の避難勧告等の発令について左岸右岸の市町で発令タイミングに差があったこと、また上流に永源寺ダムを抱えていることから、これらに関する情報を沿川の3市町（東近江市、彦根市、愛荘町）で共有したいとの声があり、平成27年度に設立した圏域を超えたWGである。

また、当WGは、それぞれが主体となって実施するWGであり、下記のタイミングで実施することとしている。

- ・顔合せ、防災情報の共有を図るため、毎年度初めに開催
- ・協議したいこと、情報共有したいこと等が出てきた際に開催



愛知川と流域市町の位置関係

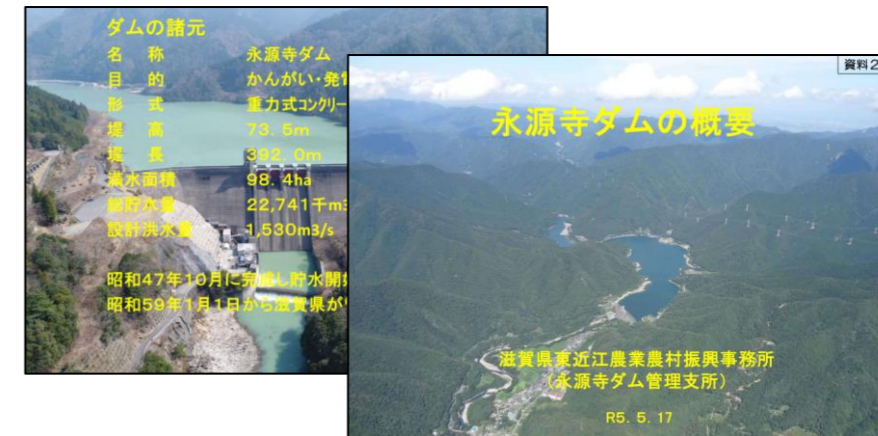
(3) 令和5年度 愛知川沿川防災情報WGの概要

件名	目的	日時・場所	出席者	議事
令和5年度 第1回 調整会議	年度初めの顔合せを行うとともに、 防災情報を共有する。	令和5年5月17日 10:00~11:00 WEB会議形式	【市町】 彦根市、東近江市、愛荘町 【滋賀県】 耕地課、永源寺ダム管理支所、 流域治水政策室、東近江土木事務所、湖東 土木事務所	①昨年度WGの振り返り ②永源寺ダムの概要について ③愛知川情報伝達活用資料について ④愛知川の維持管理について(情報提供) ⑤その他意見交換

(2) 令和5年度 愛知川沿川防災情報WGの実施

令和5年度は、年度初めに顔合せ、防災情報の共有を図るため、調整会議をWEB会議形式にて実施した。

調整会議では、永源寺ダムの概要や愛知川情報伝達活用資料、愛知川の維持管理についての情報共有および意見交換を行った。

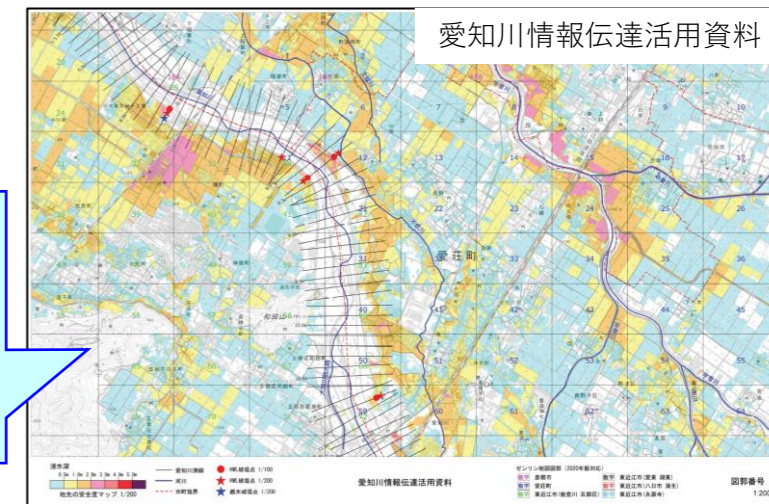


永源寺ダムの概要（資料2 抜粋）

意見交換の中で、「大雨時に愛知川沿川で浸水が発生した場合に、発生地点の情報などを関係機関でスムーズに共有するために活用できるような資料の作成」が提案された。

⇒愛知川情報伝達活用資料を作成。
WGで共有。

地先の安全度マップの浸水深や破堤点、距離標などを地図上に表示。また、ゼンリン住宅地図と連動して確認できるよう、ゼンリン住宅地図の図郭を表示。



湖東圏域の取組方針に基づく令和5年度の取組報告（令和6年3月31日現在）

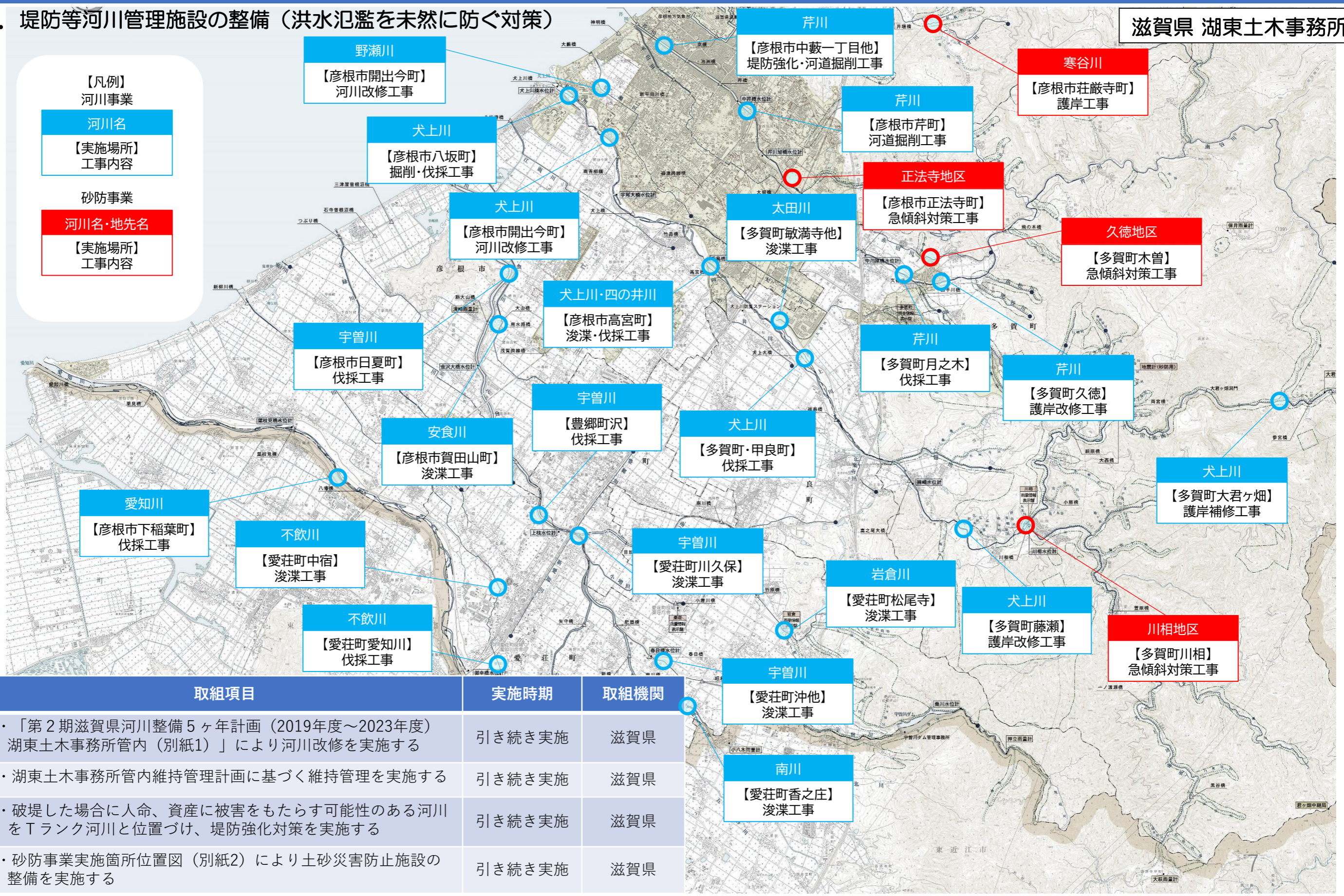
滋賀県 湖東土木事務所

8. 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）

【凡例】
河川事業

河川名
【実施場所】
工事内容

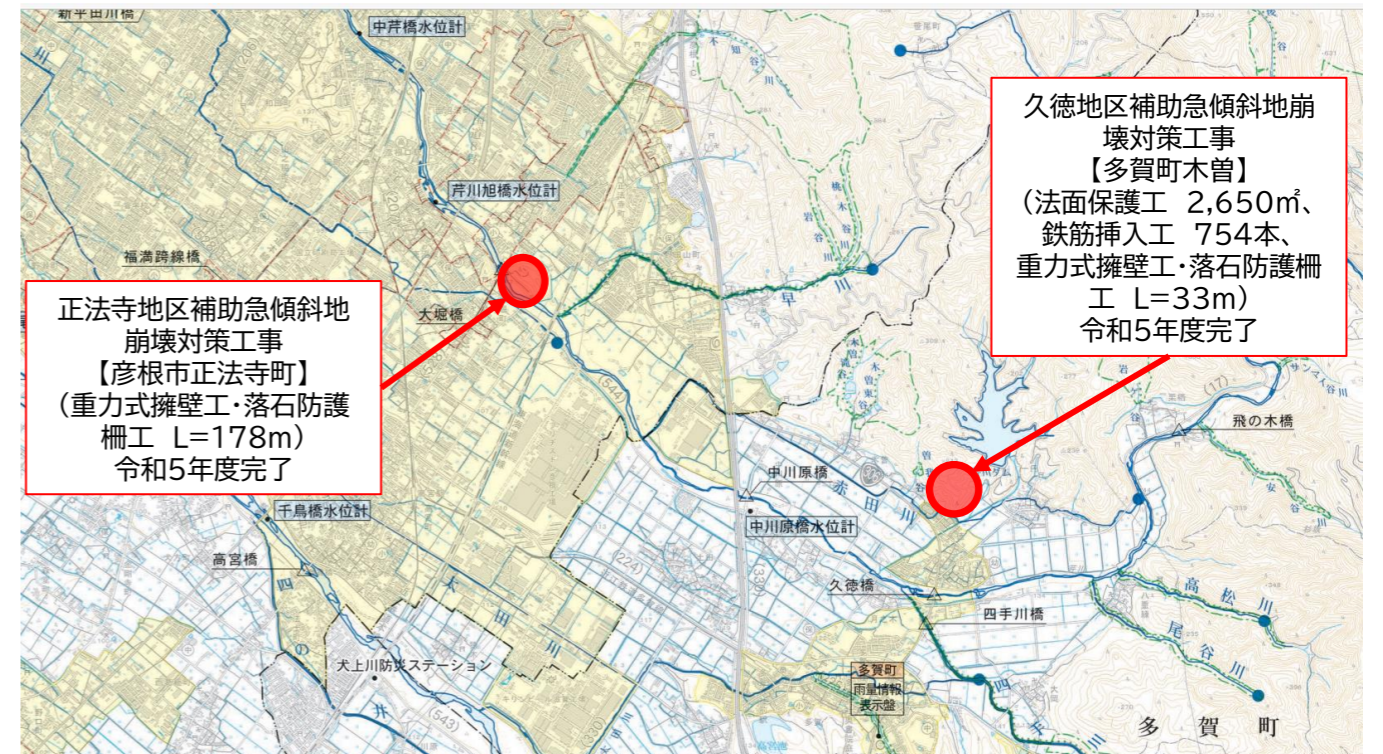
砂防事業
河川名・地先名
【実施場所】
工事内容



取組項目	実施時期	取組機関
・「第2期滋賀県河川整備5ヶ年計画（2019年度～2023年度）湖東土木事務所管内（別紙1）」により河川改修を実施する	引き続き実施	滋賀県
・湖東土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する	引き続き実施	滋賀県
・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性のある河川をTランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する	引き続き実施	滋賀県
・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施	滋賀県

9. 国土強靱化対策に基づく河川整備、土砂災害防止施設整備

取組項目	実施時期	取組機関	対象事業	令和5年度 実施内容
・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する	2026.3まで (概成)	滋賀県	犬上川広域河川改修事業	護岸工 L=65m
・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	2026.3まで (概成)	滋賀県	①正法寺地区急傾斜地崩壊対策事業 ②久徳地区急傾斜地崩壊対策事業	①重力式擁壁工・落石防護柵工 L=178m ②法面保護工 2,650㎡、鉄筋挿入工 754本、 重力式擁壁工・落石防護柵工 L=33m



10. 重要水防個所の見直し及び水防資機材の確認

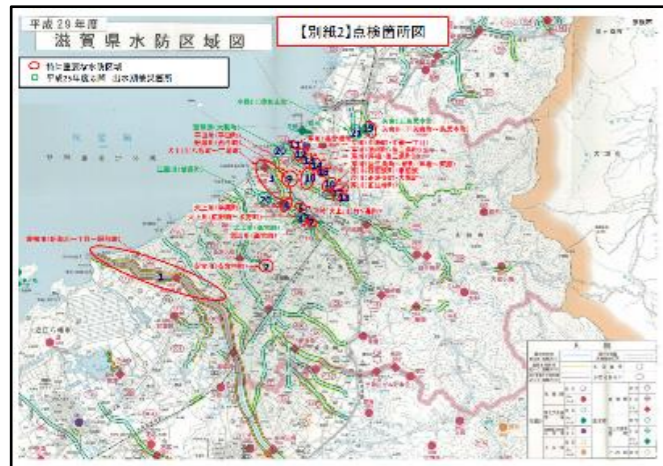
取組項目	実施時期	取組機関
・1級河川における重要水防個所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
・協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

彦根市点検
【令和5年7月31日実施】

- ・犬上川(彦根市高宮町～開出今町)
- ・江面川(彦根市野呂町)

※令和4年度より2巡目となる共同点検を実施しています。

※これまでの計画を見直し、被害発生頻度の高い中小河川を新たに点検箇所を追加しました。



5ヶ年点検計画に基づき
共同点検を実施
全40箇所を5年に一度点検

実施後はカルテを作成し、
市町と県で共有

重要水防箇所点検カルテ

点検日: 令和2年7月2日

平面図

西沼波町地先、東沼波町地先、重要水防箇所、西沼波町地先、東沼波町地先、東沼波町水防倉庫、新町地先、新町

状況写真(上流側)、状況写真(下流側)、状況写真(共同点検)

1. 水防活動の実績	3. 洪水予報河川、水位周知河川のネック地点	5. 水防資機材保管箇所
2. 過去被害、復旧工事	4. 計画流量に於いて最も流下能力の低い箇所	6. その他



1.1. 円滑かつ迅速な避難のための取組

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施	滋賀県

取組内容:マイ・タイムライン作成ツールを活用した出前講座の実施

令和5年度は、日本防災士会滋賀県支部に講座の募集・開催を委託
湖東圏域では、小学校3校、中学校2校および自治会1地区で実施



HPから
ダウンロード可



今後の取組:
引き続き、出前講座等を実施し、マイ・タイムラインの普及啓発を行う。

また、学校の年間事業計画に組み込んで頂けるよう、教育委員会と連携し、授業計画のひな型を作成するとともに、教員向けの研修会を行う

1.2. 被害軽減のための取組

水防体制に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・自主防災組織の体制づくりを支援する（組織の育成や立上げサポート等）	引き続き実施	1市4町 滋賀県

取組内容:①地区防災計画策定支援

自治会等における地区防災計画策定にあたり、指導や助言、地域防災活動にかかる支援を行うアドバイザーを派遣する「地区防災計画策定アドバイザー」制度を構築。

令和4・5年度でアドバイザー育成研修会を実施。研修を修了された方のうち45名が登録(令和6年3月末時点)。

今後の取組:
市町からの要請に応じて、地区防災計画策定アドバイザーを派遣し、計画策定の支援を行う。

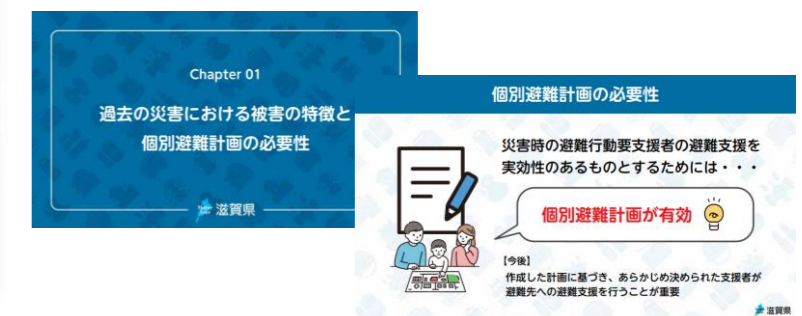
取組内容:②個別避難計画策定支援

令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務になった。県では、個別避難計画作成のための防災と保健・福祉の連携モデル『滋賀モデル』を構築。

令和5年度は、地域や当事者、福祉専門職をつなぐインクルージョン・マネージャー研修会を開催した。また、個別避難計画作成推進を目的とした福祉専門職等向けの研修動画を作成した。



研修動画（一部抜粋）



今後の取組:
引き続き、インクルージョンマネージャー養成研修会の実施や、福祉専門職等関係団体へ個別避難計画作成の参画および理解促進を行う。

13. 各機関の取組報告

彦根市

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 情報伝達、避難計画等に関する事項

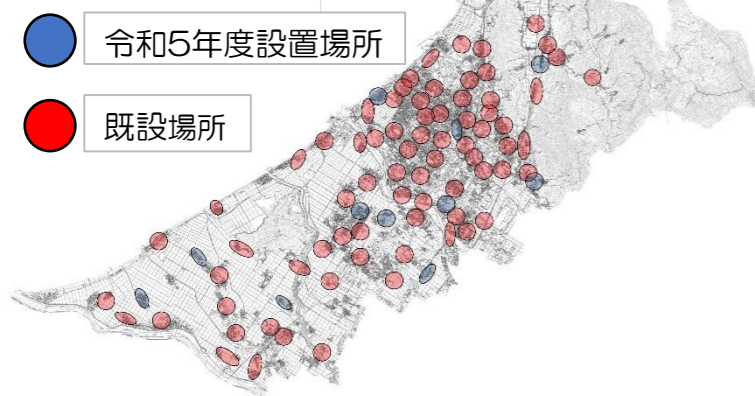
取組項目	実施時期	取組機関
・避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等を検討する。	引き続き実施	1市4町 滋賀県

取組内容：FMひこねのFM電波を利用した同報系屋外放送設備の増設

同報系屋外放送設備の設置基数

設置年度	設置基数
平成30年度	18
令和元年度	18
令和2年度	18
令和3年度	9
令和4年度	11
令和5年度	11
合計	85

同報系屋外放送設備設置場所



同報系屋外放送設備設置場所



同報系屋外放送設備 写真

○今後の取り組み

引き続き、同報系屋外放送設備の設置を進めていくとともに、メール配信システムと市公式LINEの連携による円滑かつ迅速な情報伝達を進めていく。

(2) 被害軽減の取組 水防体制に関する事項

取組項目	実施時期	取組機関
・自主防災組織の体制づくりを支援する（組織の育成や立上げサポート等）	引き続き実施	1市4町 滋賀県

取組内容：自主防災組織リーダー研修会の実施

目的：自主防災組織において指導的立場にある方を対象として、防災に関する知識、技術の習得を図り、災害発生時に即応できる自主防災組織の育成を促進することによって地域における防災力の向上を図る。



※コロナ禍以降、集合研修の形式で実施できていなかったが、4年ぶりに集合研修形式で開催することができた。

○今後の取り組み

引き続き、研修会等を通じて自主防災組織の体制づくりを支援していく。

令和5年度彦根市
自主防災組織リーダー研修会

令和5年5月30日(火)

主催：彦根市役所 市長直轄組織 危機管理課
場所：彦根市消防本部

14. 各機関の取組報告

愛荘町

（1）水害・土砂災害危険性の周知

取組項目	実施時期	取組機関
・愛知川における避難情報の発令に関する情報共有を実施する	引き続き実施	彦根市 愛荘町 滋賀県

取組内容：愛知川（御幸橋）における避難情報発令基準の見直し

警戒レベルの改訂に伴い、過去の降雨や水位等の流下能力や避難情報の発令状況の精査、また、沿川市（東近江市、彦根市）の避難判断基準等を参考に総合的に勘案し、避難判断基準を見直した。

※詳細については、別紙資料（令和5年度第1回愛荘町防災会議・愛荘町国民保護協議会資料）を添付

（ 余 白 ）

令和 6 年 1 月 30 日 (火)

令和 5 年度 第 1 回 愛荘町防災会議・愛荘町国民保護協議会

愛荘町地域防災計画・愛荘町国民保護計画 改訂概要

現行計画 (令和元年 12 月改訂) から見直し

《愛荘町地域防災計画》

- 水害による高齢者等避難、避難指示の基準の見直し
警戒レベルの改訂に伴い、過去の降雨や水位等の流下能力や避難情報の発令状況の精査、また、沿川市 (東近江市、彦根市) の避難判断基準等を参考に総合的に勘案し、本町の避難判断基準を見直す。

県 (流域政策局) と事前協議済み。

一般対策編 第 3 部

改訂(案) p235・p236

高齢者等避難、避難指示の基準

(上流域も含めた気象状況予測等を勘案して決定すること)

区分	事項	水害	土砂災害
高齢者等避難		<ul style="list-style-type: none"> 各河川における水位観測所において、水位が避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがある場合 愛知川：御幸橋水位観測所 1.75m 宇曾川：上枝水位観測所 2.90m 各河川における水位観測所において、水位がはん濫注意水位を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 愛知川：御幸橋水位観測所 1.50m 宇曾川：上枝水位観測所 2.20m ア 水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 愛知川 (上流)：御河辺橋水位観測所 宇曾川 (上流)：春日橋水位観測所 イ 各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ウ 水位観測所地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合 (実況雨量や予測雨量において、3 時間累加雨量が 120 mm 以上または時間雨量が 40 mm 以上となる場合) 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 愛荘町に大雨警報 (土砂災害に関するもの) が発表されたとき 滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【避難準備開始の目安】と判定されたとき

避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・各河川における水位観測所において、水位がはん濫危険水位に到達し、さらに上昇するおそれがある場合 愛知川：御幸橋水位観測所 2.30m 宇曾川：上枝水位観測所 3.60m ・各河川における水位観測所の水位が避難指示水位に達した場合 愛知川：<u>御幸橋水位観測所 2.85m</u> 宇曾川：<u>上枝水位観測所 3.80m</u> ・各河川における水位観測所において、水位が避難判断水位を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 愛知川：御幸橋水位観測所 1.75m 宇曾川：上枝水位観測所 2.90m ア 水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 愛知川（上流）：御河辺水位観測所 宇曾川（上流）：春日橋水位観測所 イ 各河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ウ 水位観測所地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が120mm以上または時間雨量が40mm以上となる場合） ・愛知川の御幸橋水位観測所の水位が計画高水位である3.95mに到達するおそれが高い場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき（滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【避難開始の目安】と判定されたとき） ・土砂災害警戒区域にて、前兆現象の発見があったとき（湧水、地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面にばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等） ・土砂災害警戒情報が発表されたとき（滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【土砂災害発生の恐れ】と判定されたとき） ・土砂災害警戒区域にて前兆現象の発見があったとき（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラックが発生等）
------	--	---

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の基準

区分	事項	水害	土砂災害
避難準備・高齢者等避難開始		<ul style="list-style-type: none"> 各河川における水位観測所において、水位がはん濫注意水位に達し、さらに上昇しているとき 大雨（浸水害に関するもの）、洪水警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 愛荘町に大雨警報（土砂災害に関するもの）が発表されたとき 滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【避難準備開始の目安】と判定されたとき
避難勧告		<ul style="list-style-type: none"> 各河川における水位観測所において、水位が避難判断水位に達し、さらに上昇しているとき 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき（滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【避難開始の目安】と判定されたとき） 土砂災害警戒区域にて、前兆現象の発見があったとき（湧水、地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面にばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
避難指示(緊急)		<ul style="list-style-type: none"> 各河川における水位観測所において、水位がはん濫危険水位に達し、さらに上昇しているとき 破堤につながるような漏水等を発見したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき（滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が【土砂災害発生の恐れ】と判定されたとき） 土砂災害警戒区域にて前兆現象の発見があったとき（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラックが発生等）

《参考：改訂後》

避難情報等の発令判断基準水位のまとめ

河川名	量水標名	所在地	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判 断水位	はん濫 危険水位	避難指 示水位 (町独自)	計画高 水位
			水防団 待機	水防団 出動	高齢者 等避難	避難 指示	避難 指示 即時	
				警戒 レベル 2相当	警戒 レベル 3相当	警戒 レベル 4相当	警戒 レベル 4相当	
愛知川	御幸橋	愛荘町 愛知川	1.00m	1.50 m	1.75 m	2.30 m	<u>2.85 m</u>	3.95 m
宇曾川	上枝	豊郷町 上枝	1.40 m	2.20 m	2.90 m	3.60 m	※ <u>3.80 m</u>	

水害による高齢者等避難、避難指示の基準の見直し

※上流域も含めた気象状況予測等を勘案して決定する。

(水位について、常に滋賀県土木防災情報システムやパトロール等で監視する。)

改訂(案)

旧：現行計画(令和元年12月改訂)

高齢者等 避難	避難判断 水位	愛知川： 御幸橋水位観測所 <u>1.75m</u> 宇曾川： 上枝水位観測所 <u>2.90m</u>
避難指示	はん濫危 険水位	愛知川： 御幸橋水位観測所 <u>2.30m</u> 宇曾川： 上枝水位観測所 <u>3.60m</u>
	避難指示 水位 (町独自)	愛知川： 御幸橋水位観測所 2.85m 宇曾川： 上枝水位観測所 ※3.80m
	※ 防災ガ イド ブック (p9)に 掲載。	※ 従来の水位(4.00m)から、 県流域政策局の助言により 変更。

避難準 備・高齢 者等避難 開始	はん濫注 意水位	愛知川： 御幸橋水位観測所 1.50m 宇曾川： 上枝水位観測所 2.20m
避難勧告	避難判断 水位	愛知川： 御幸橋水位観測所 1.75m 宇曾川： 上枝水位観測所 2.90m
避難指示 (緊急)	はん濫危 険水位	愛知川： 御幸橋水位観測所 2.30m 宇曾川： 上枝水位観測所 3.60m